

○三豊市介護職員初任者研修補助金交付要綱

平成24年3月30日

告示第94号

改正 平成24年6月29日告示第242号

平成25年3月28日告示第84号

平成28年3月30日告示第86号

平成28年3月30日告示第90号

令和4年3月29日告示第37号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市における介護保険サービスに係る雇用確保及び介護保険サービスの安定供給に資するため、介護職員初任者研修を修了し、かつ、市の区域内の介護保険サービス事業所に就業する者に対し、予算の範囲内において三豊市介護職員初任者研修補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、三豊市補助金等の交付手続等に関する規則(平成18年三豊市規則第52号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「介護職員初任者研修」とは、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修をいう。

2 この告示において「介護保険サービス事業所」とは、次に掲げるサービス等を提供し、又は施設を運営する事業所のうち市の区域内に所在するものをいう。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第2項に規定する訪問介護
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護
- (3) 法第8条第7項に規定する通所介護
- (4) 法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション
- (5) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護
- (6) 法第8条第10項に規定する短期入所療養介護
- (7) 法第8条第11項に規定する特定施設
- (8) 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護
- (9) 法第8条第17項に規定する認知症対応型通所介護
- (10) 法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護
- (11) 法第8条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護
- (12) 法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設
- (13) 法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施設
- (14) 法第8条第26項に規定する介護老人福祉施設
- (15) 法第8条第27項に規定する介護老人保健施設
- (16) 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成23年法律第72号)附則第130条の2の規定によりなおその効力を有するとされた介護療養型医療施設

(交付の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 第6条に規定する申請に係る年度(以下「申請年度」という。)中に介護職員初任者研修を受講し、当該研修課程を修了していること。
- (2) 申請年度の前年度の1月1日以前から第10条の規定による交付確定の日まで引き続き市の区域内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 第1号に規定する研修課程修了後に申請年度中に介護保険サービス事業所に就業していること又は申請年度の次年度の初日からの就業について介護保険サービス事業所から内定を得て就業予定であること。
- (4) 市税の滞納がない者であること。

(補助金交付対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、介護職員初任者研修に係る受講料及び教材費とする。

2 前項の規定にかかわらず、国又は県その他の地方公共団体の制度に基づく助成金等の交付を受けている場合は、当該助成を受けた額を補助金交付対象経費から控除する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費のうち市長が必要であると認めるものについて実際に要した費用の額とし、40,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに介護職員初任者研修補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
 - (2) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号に規定する介護員養成研修事業者(以下「介護員養成研修事業者」という。)が発行する第4条に規定する費用の領収書
 - (3) 市税納税証明書(申請時において取得できる最新の証明書に限る。)
- 2 前項第2号の領収書には次に掲げる事項が明記されたものでなければならないものとする。
- (1) 介護員養成研修事業者の名称
 - (2) 介護職員初任者研修の受講料の金額
 - (3) 介護職員初任者研修に係る教材費の金額
 - (4) 介護職員初任者研修を受講する者の氏名
 - (5) 支払者の氏名

3 第1項の規定による申請について変更が生じた場合は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査して交付の適否を決定し、交付を適当とする場合は、申請後、第3条に定める交付要件を満たすことを条件にした上で、交付決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定したときは介護職員初任者研修補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付不相当と決定したときは介護職員初任者研修補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりそれぞれ当該申請をした者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 第6条第1項の規定による申請をした者は、前条第2項の交付決定通知書を受領した場合において、当該申請を取り下げようとするときは、介護職員初任者研修補助金交付申請取下書(様式第4号)により、速やかにその理由を付して市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る前条第1項の規定による交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第9条 第7条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者で第3条に定める交付要件に該当するに至ったものは、遅滞なく介護職員初任者研修補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 介護員養成研修事業者が発行する修了証明書の写し

(2) 介護保険サービス事業所が発行する就業証明書(様式第6号)又は内定証明書(様式第7号)

2 前項の実績報告書等の提出期限は、申請年度の末日とする。

3 申請年度の末日までに第1項の実績報告書が提出されなかった場合は、第6条第1項の規定による申請は取り下げられたものとみなし、前条第2項の規定を準用する。

(交付の確定)

第10条 市長は、前条第1項の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、この告示に定める補助金の交付に関する条件を全て満たしていることを確認した後、補助金の交付額を確定し、介護職員初任者研修補助金交付確定通知書(様式第8号)により当該実績報告をした者に通知するものとする。

(交付時期)

第11条 この補助金は、前条の規定による交付の確定後に交付する。

2 前条の規定により補助金の交付確定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、介護職員初任者研修補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、補助金を交付する旨の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 第3条第1項に規定する要件を満たすことができなかつたとき。

(3) この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年告示第242号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成25年告示第84号)

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の三豊市ホームヘルパー2級資格取得支援補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の改正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成28年告示第86号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第90号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の三豊市住民基本台帳記載事項実態調査実施規程、第2条の規定による改正前の三豊市後期高齢者医療保険料納付方法変更事務取扱要綱、第3条の規定による改正前の三豊市成年後見制度利用支援事業実施要綱、第4条の規定による改正前の児童福祉法による母子生活支援施設母子保護実施取扱要領、第5条の規定による改正前の三豊市子育てホームヘルプ事業実施要綱、第6条の規定による改正前の三豊市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱、第7条の規定による改正前の三豊市母子家庭等高等技能訓練促進費等事業実施要領、第8条の規定による改正前の児童福祉法による助産施設における助産実施取扱要領、第9条の規定による改正前の三豊市未熟児養育事業実施要綱、第10条の規定による改正前の三豊市居宅生活支援措置実施要綱、第11条の規定による改正前の三豊市家族介護用品支給事業実施要綱、第12条の規定による改正前の三豊市二次予防事業における訪問型介護予防事業実施要綱、第13条の規定による改正前の三豊市福祉ホーム事業実施要綱、第14条の規定による改正前の三豊市重度障害者日常生活用具給付実施要綱、第15条の規定による改正前の三豊市難聴児補聴器購入費用助成金交付要綱、第16条の規定による改正前の三豊市国民健康保険被保険者証の返還及

び被保険者資格証明書の交付等に関する事務処理要綱、第17条の規定による改正前の三豊市地域密着型サービス事業者等監査実施要綱、第18条の規定による改正前の三豊市介護職員初任者研修補助金交付要綱、第19条の規定による改正前の三豊市指定ごみ袋取扱等に関する要綱及び第20条の規定による改正前の三豊市放置自動車事務処理要領に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和4年告示第37号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

介護職員初任者研修補助金交付申請書

年 月 日

三豊市長 様

申請者	(郵便番号 —) 住 所 三豊市 (電話番号 — —)
	氏 名

補助金の交付を受けたいので、三豊市介護職員初任者研修補助金交付要綱(以下「補助金交付要綱」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

介護員養成研修事業者	所在地	(郵便番号 —) (電話番号 — —)
	名 称	
	受講申込日	年 月 日
研修予定	始 期	年 月 日
	終 期	年 月 日
補助対象経費	受講料	円
	教材費	円
補助申請額	円	
添付書類	① 住民票の写し等(前年度の1月1日以降、引き続き住所を有すること。) ② 介護員養成研修事業者が発行する介護職員初任者研修に係る受講料及び教材費の領収書 ③ 市税納税証明書(最新の証明書に限る。)	

※ 添付書類②の領収書は、(ア)介護員養成研修事業者の名称、(イ)介護職員初任者研修の受講料の金額、(ウ)介護職員初任者研修に係る教材費の金額、(エ)受講者の氏名、(オ)支払者の氏名が明記されたものであること。

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

三豊市長



介護職員初任者研修補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり交付条件を付した上で決定したので、補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 交付年度	年度
2 補助金の交付決定額	円
3 交付条件	<p>(1) 申請年度中に介護職員初任者研修を受講し、当該研修課程を修了していること。</p> <p>(2) 引き続き市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。</p> <p>(3) 介護職員初任者研修を終了後に申請年度中に介護保険サービス事業所に就業していること、又は、申請年度の次年度の初日からの就業について介護保険サービス事業所から内定を得て就業予定であること。</p> <p>(4) 市税の滞納がない者であること。</p> <p>(5) 申請年度の末日までに、実績報告書に次の書類を添えて市長に提出すること。 (ア) 介護員養成研修事業者が発行する修了証明書の写し (イ) 介護保険サービス事業所が発行する就業証明書又は内定証明書</p> <p>(6) 申請した内容に変更が生じた場合は、遅滞なく市長に届け出ること。</p> <p>(7) 上記の(1)～(4)の交付条件を満たすことができなかった場合、その他補助金交付要綱第12条第1項各号のいずれかに該当する場合は、この交付決定を取り消します。</p> <p>(8) この交付決定額は、補助金の確定額ではありません。確定した額は、補助金交付決定通知書にて通知します。</p> <p>(9) 上記(5)の実績報告書が、申請年度の末日までに提出されなかった場合は、補助金交付要綱第9条第3項の規定により、補助金交付申請は取り下げられたものとみなし、この交付決定はなかったものとなります。</p>

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

三豊市長

印

介護職員初任者研修補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、下記の理由により補助金を交付できませんので、補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

(理由)

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、三豊市長に対して書面で審査請求をすることができます。なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

三豊市長 様

申請者
住 所
氏 名

介護職員初任者研修補助金交付申請取下書

年 月 日付けで申請した補助金については、下記の理由により申請を取り下げます。

また、この取下げの届出により、取り下げた申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなされることを承諾します。

記

(理由)

様式第5号(第9条関係)

介護職員初任者研修補助金実績報告書

年 月 日

三豊市長 様

申請者	(郵便番号 —) 三豊市 (電話番号 — —)
	氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた補助金について、次のとおり補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて、実績報告をします。

補助金の額	円	
交付決定年月日及び番号	年 月 日 第 号	
介護員養成研修事業者	所在地	(郵便番号 —) (電話番号 — —)
	名称	
研修期間	始期	年 月 日
	終期	年 月 日
添付書類	① 介護員養成研修事業者が発行する修了証明書の写し ② 介護保険サービス事業所が発行する就業証明書又は内定証明書	

様式第6号(第9条関係)

就 業 証 明 書

年 月 日

三 豊 市 長 様

設 置 法 人

名 称 _____

所 在 地 _____

連 絡 先 _____ () _____

代表者職氏名 _____

事 業 所

名 称 _____

所 在 地 _____

連 絡 先 _____ () _____

代表者職氏名 _____

補助金の実績報告に当たり、下記の者の就業につき、次のとおり証明します。

法人 証 明 欄	下記の者は、 年 月 日より引き続き当事業所で雇用していることを 証明します。
-------------------	---

記

雇 用 さ れ る 者	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	従業者の種別	
	常勤・非常勤の別	常勤 ・ 非常勤 (どちらか該当する方に○をしてください。)

記載責任者職氏名

記載者 職氏名

連絡先

様式第7号(第9条関係)

内 定 証 明 書

年 月 日

三 豊 市 長 様

設 置 法 人

名 称 _____

所 在 地 _____

連 絡 先 _____ () _____

代表者職氏名 _____

事 業 所

名 称 _____

所 在 地 _____

連 絡 先 _____ () _____

代表者職氏名 _____

補助金の実績報告に当たり、下記の者の就業につき、次のとおり証明します。

法人証明欄	下記の者は、 年4月1日より当事業所で就業する旨の内定者であることを証明します。
-------	---

記

雇用される者	氏 名	
	住 所	
	電話番号	
	従業者の種別	
	常勤・非常勤の別	常勤 ・ 非常勤 (どちらか該当する方に○をしてください。)

記載責任者職氏名

記載者 職氏名

連絡先

様式第8号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

三豊市長

印

介護職員初任者研修補助金交付確定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、次のとおり確定したので、補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

1 交付年度	年度
2 補助金の交付確定額	円
3 交付条件	<p>(1) 交付した補助金については、市の検査及び監査を受けることがあります。</p> <p>(2) 補助金交付要綱第12条の規定により、次の場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。</p> <p>(ア) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。</p> <p>(イ) 補助金交付要綱等の規定に違反したとき。</p>

様式第9号(第11条関係)

介護職員初任者研修補助金交付請求書

請求金額 _____ 円

補助金として、補助金交付要綱第11条第2項の規定により、上記の金額を請求します。

年 月 日

三豊市長 様

請求者	(郵便番号 _____) 三豊市
	(電話番号 _____) 氏 名

振込先	銀行 信用組合 信用金庫 農協	支店 出張所
	口座種別 普通・当座	口座番号
	(フリガナ) 口座名義	

様式第1号(第6条関係)
様式第2号(第7条関係)
様式第3号(第7条関係)
様式第4号(第8条関係)
様式第5号(第9条関係)
様式第6号(第9条関係)
様式第7号(第9条関係)
様式第8号(第10条関係)
様式第9号(第11条関係)